

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成20年3月13日(2008.3.13)

【公表番号】特表2003-530908(P2003-530908A)

【公表日】平成15年10月21日(2003.10.21)

【出願番号】特願2001-542829(P2001-542829)

【国際特許分類】

A 6 1 M	1/36	(2006.01)
A 6 1 B	17/00	(2006.01)
A 6 1 M	1/14	(2006.01)
A 6 1 B	18/00	(2006.01)
A 6 1 M	25/00	(2006.01)

【F I】

A 6 1 M	1/36	5 2 0
A 6 1 M	1/36	5 4 0
A 6 1 B	17/00	3 2 0
A 6 1 M	1/14	5 8 0
A 6 1 B	17/36	3 3 0
A 6 1 M	25/00	4 1 0

【手続補正書】

【提出日】平成20年1月22日(2008.1.22)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】特許請求の範囲

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】微小泡および/または微粒子が患者の頸部管に進入するのを防止する医療処置装置であって、

患者の血管内の血液に超音波を向けるための1以上のトランスデューサを含むホルダーと、

微小泡および/または微粒子が大動脈弓における頸部管の大起始に進入せず、代わりに患者の身体の下側部分に移行するように、血流内において偏向させる超音波を送るために、該トランスデューサに動力を供給する手段を備えることを特徴とする医療処置装置。

【請求項2】前記ホルダーは大動脈と関連付けられて胸腔に配置されるように適合され、頸部管の大起始から離れるように曲がる前記超音波により影響を受ける微小泡および/または微粒子が大動脈で流れるような十分な力を有する超音波を大動脈に伝えるように、前記超音波トランスデューサは前記大動脈に近接してホルダーに固定されることを特徴とする請求項1に記載の医療処置装置。

【請求項3】前記ホルダーは手術中の患者の首の外側に関連するカラーであって、超音波を大動脈弓における頸部管の両大起始で下方および内方に向けるべく集束され、選択された位置に多数のトランスデューサを含むカラーであることを特徴とする請求項1に記載の医療処置装置。

【請求項4】前記カラーに概ね隣接し、且つ、頸動脈が外および内頸動脈に分岐する位置の一寸上流の患者の頸部の右側と左側に関連する補助パッド手段が設けられていることを特徴とする請求項3に記載の医療処置装置。

【請求項5】前記血管は総頸動脈であり、前記カラーが頸部の周囲に配置されると

、前記微小泡および/または微粒子が内頸動脈から離れるように曲がるように総頸動脈が外および内頸動脈に分岐する身体上流の位置へ超音波を伝導するよう、前記トランスデューサが適合されることを特徴とする請求項3に記載の医療処置装置。

【請求項6】 前記血管は患者の大動脈弓であり、前記カラーが頸部の周囲に配置されると、前記微小泡および/または微粒子が前記頸部管から離れるように曲がるように前記頸部管の大起始の位置の大動脈弓へ超音波を伝導するよう、前記トランスデューサが適合されることを特徴とする請求項3に記載の医療処置装置。

【請求項7】 患者の肉を実質的に加熱しないように選択された波パターンに従う前記トランスデューサを作動させるために適合される制御器を含むことを特徴とする請求項3に記載の医療処置装置。